

令和8年度小・中学校入学予定者の保護者 様



令和7年度 就学援助制度

「新入学児童生徒学用品費等」入学前支給について

令和7年10月

旭市には、小・中学生のお子さんがある家庭で、経済的な事情でお困りの方に対して、学用品費や校外活動費などを援助する制度があります。

「新入学児童生徒学用品費等」が 入学前に支給されます

令和8年度入学予定者（現在年長児または小学6年生）で就学援助を希望する場合、

入学前に「新入学児童生徒学用品費等（新入学に必要なランドセル・カバン・制服などの購入費）」の援助を受けることができます。



【受付期間】 11 / 4（火）～ 12 / 26（金）

【提出先】 旭市教育委員会教育総務課

※「新入学児童生徒学用品費等」以外の援助は、入学後に改めて申請が必要です。
詳しくは、旭市教育委員会教育総務課にご相談ください。

旭市教育委員会

1 入学前支給の対象項目及び金額

令和8年度入学予定者「新入学児童生徒学用品費等」

小学校入学予定者（年長児） 57,060円

中学校入学予定者（小学6年生） 63,000円



※ 支給額は令和7年度の金額です。令和8年度の国の予算により、支給額が変更になる場合があります。

※ 入学予定者が入学前に市外へ転出し旭市の住所を有しなくなった場合、既に支給した「新入学児童生徒学用品費等」は返還していただくこととなります。

2 入学前支給の対象となる方

旭市に住所を有する小・中学校入学予定者の保護者で、生活保護に準ずる程度に生活が困窮している方（収入、資産、親族の援助等の状況を考慮して、支給認定を行います）

※ 生活保護を受けている方は、教育扶助費が支給されますので「新入学児童生徒学用品費等」の入学前支給については対象外です。入学後は、修学旅行費のみが就学援助の対象となります。

3 入学前支給の申請方法

【申請期間】 令和7年11月4日（火）～ 令和7年12月26日（金）（土日祝除く）

【提出先】 旭市教育委員会 教育総務課 総務班（旭市役所4階 32番窓口）

住所：〒289-2595 旭市二の2132番地

電話：0479-85-8617

【提出書類】

① 支給申請書（小学校就学予定者）

② 保護者の預金通帳又はキャッシュカードの写し（支店・口座番号のわかるところ）

※ 各種申請書類は、旭市教育委員会教育総務課（総務班）に備えてあります。来庁時の提出をご希望の場合は、上記提出書類のほかに、印鑑をご持参ください。

※ 入学前の申請では、令和6年の収入で判定しますので、旭市以外の市町村で令和6年の住民税が課税されている場合は、収入がわかる書類の提出が必要です。

※ 市内中学校入学予定者（小学6年生）の保護者で、すでに令和7年度の就学援助の認定を受けている方については、申請手続は必要ありません。3月上旬ごろ、就学援助費の支給と同時に「新入学児童生徒学用品費等」が支給されます。



4 入学前支給の手続の流れ（小学校入学予定者の場合）

支給申請

申請期間：令和7年11月4日（火）
～令和7年12月26日（金）



認定結果の通知

令和8年1月下旬
（申請書に記載された住所へ郵送）



認定者へ支給

令和8年2月下旬
57,060円を保護者の口座へ振込



5 【重要】入学後の支給申請について

【令和8年度就学援助制度の申請について】

入学前に支給を受けた「新入学児童生徒学用品費等」以外の就学援助については、入学後、令和8年度の就学援助制度による支給申請手続が必要です。

- ・ 年度当初（令和8年4月分）から就学援助を希望される方には、学校（お知らせアプリ）や広報あさひ4月1日号等を通して詳細をお知らせする予定です（入学後の申請書は学校へ提出してください。審査の結果、認定となった場合には学校から教育委員会に請求され、保護者の個人口座に支給されます）。

※ 入学後、年度の途中から就学援助を希望される方は、随時受け付けていますので、学校または教育総務課で就学援助申請手続をしてください。

※ 就学援助制度は、年度ごとに支給認定を行いますので、次年度以降の就学援助を希望する場合は、改めて支給申請をお願いします。なお、「新入学児童生徒学用品費等」の支給は、入学前・入学後のいずれか1回のみの支給となります（支給額は同額です）。

6 【参考】就学援助の内容（主な項目）

就学援助費の項目		年 間 支 給 額			
		小学校		中学校	
		入学予定者 (年長児) もしくは 小学1年生	2～6年	入学予定者 (小学6年生) もしくは 中学1年生	2～3年
1	新入学児童生徒学用品費等※入学前支給対象	57,060円		63,000円	
2	学用品費	11,630円		22,730円	
3	通学用品費		2,270円		2,270円
4	校外活動費(宿泊無)	実費(上限1,600円)		実費(上限2,310円)	
5	修学旅行費	実費			

※ 支給額は令和7年度の金額です。令和8年度の国の予算等により、支給額が変更になる場合があります。

※ 年度途中から認定された場合、支給額は年額よりも少なくなります。
その他の項目など、詳しい就学援助制度の内容については、旭市のHPに掲載しております。



7 【参考】対象となる基準額の例

世帯人数	家族構成	基準額	
		年間総収入(持家)	年間総収入(賃貸)
2人	母(33歳200万)・子(7歳)	約250万	約305万
3人	父(41歳200万)・母(37歳専業主婦) 子(10歳)	約245万	約300万
3人	母(39歳200万)・子(8歳) 子(4歳)	約310万	約365万
4人	父(40歳250万)・母(38歳専業主婦) 子(14歳)・子(9歳)	約315万	約370万
5人	父(46歳200万)・母(43歳100万) 子(17歳)・子(13歳)・子(10歳)	約370万	約425万

※ 収入には、児童手当や児童扶養手当などの各種扶助や、養育費などを含みます。家族構成(人数、所得額、年齢等)および住宅の形態(持家・賃貸)により、基準額となる年間総収入金額が異なります。

※ 収入による判断のほか資産(預貯金や不動産など)による判断基準もありますので、詳しくは下記までお問合せください。なお、基準額の回答はいたしかねますので、ご理解をお願いいたします。

8 申請書配布・お問い合わせ先

〒289-2595

旭市二の2132番地 旭市役所 4階 32番窓口

旭市教育委員会 教育総務課 総務班 ☎85-8617